

神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（第19回）

日時：令和3年3月19日(金)13時

場所：市役所1号館14階大会議室

議 事 次 第

1. 報告事項

- 危機管理部
- 健康部

2. 市長指示

3. 対応方針

- 健康部
- 消防部

4. その他

現在の感染状況と医療提供体制・検査体制について

1 患者発生状況

(1) 患者数（感染者累計：6,441件）

●直近の状況（発表日ベース）

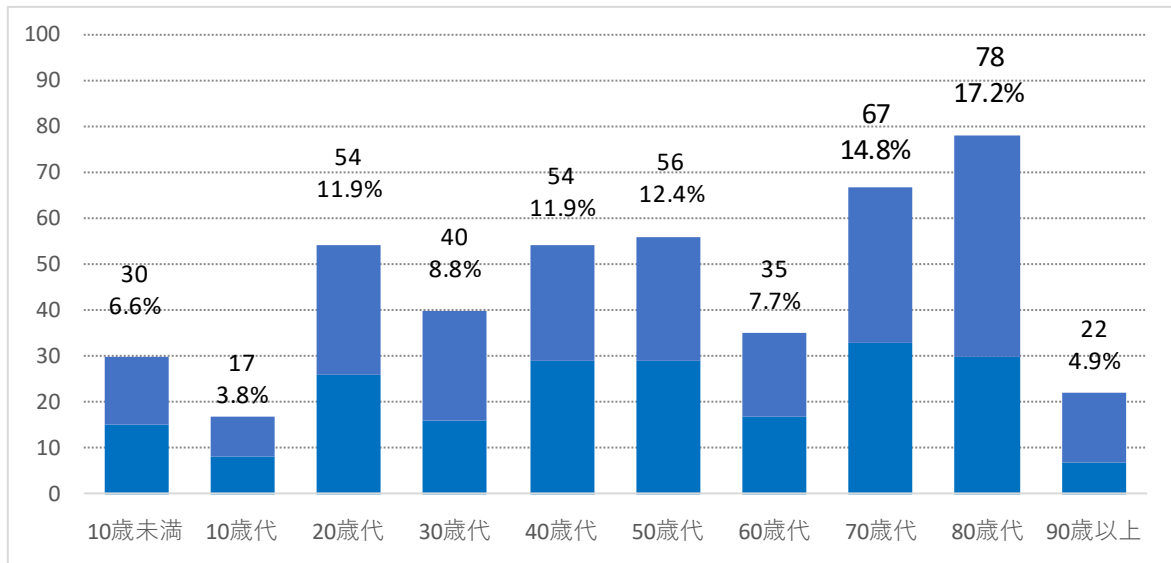
3月15日～3月18日 94人（前週の同日比 +13人, +16%）

	期間	月	火	水	木	金	土	日
今週	3/15～3/18	3/15	3/16	3/17	3/18			
	感染者数	17	23	30	24			
	累計/週	17	40	70	94			
	先週比（累計）	+12	+14	+24	+13			
	先週比（%）	+240%	+54%	+52%	+16%			
先週	3/8～3/14	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
	感染者数	5	21	20	35	30	26	14
	累計/週	5	26	46	81	111	137	151
先々週	3/1～3/7	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
	感染者数	13	26	21	14	20	9	34
	累計/週	13	39	60	74	94	103	137

- ・ 3月18日（木）18時現在、感染者数の累計は6,441件。
- ・ 新規感染者数は2月22日～28日には一桁台に減少したが、その後再び増加し、現状、本市においては1日あたり20人～30人程度の新規感染者が発生している。

(2) 年代別の発生届出状況 (2/18~3/17 の累計)

- ・直近1か月の年代別の発生数では、80歳代が78件と最も多い。



(3) クラスターの発生状況

- ・クラスターの発生状況としては、3月18日現在、累計で77件。
- ・市内での感染者数が増加に伴い、感染した職員などにより、病院・施設に広がるケースが多くなっていると考えられる。
- ・感染している場合でも症状が軽いため、早期に発見することが困難な場合も多く、拡大した後に把握される事例があると考えられる。

	件数				患者数	
	3/3~5/20	6/23~9/23	9/25~3/18	計	全期間	割合
保育園・学校	1	3	11	15	156	8.7%
高齢・障害福祉施設	1	2	20	23	559	31.0%
病院	2	1	15	18	901	50.0%
公的機関	2	0	2	4	48	2.7%
民間事業所	0	0	5	5	45	2.5%
種類提供飲食店	0	2	5	7	49	2.7%
スポーツ・娯楽施設	0	0	5	5	44	2.4%
合計	6	8	63	77	1,802	

(4) 変異株について

①変異株の概要

ウイルスは常に少しずつ変異することが知られており、新型コロナウイルスについても2週間程度で変異を繰り返していると言われている。この変異の中で、病気の感染力や重症度に影響があると考えられる変異の有無を見ていくことが必要である。

現在、ヒトの細胞と結びつく部分が変異し、感染力の増加が懸念される①英国型 (N501Y 変異) の変異株や、感染力の増加に加え、免疫効果の低下が懸念される②南アフリカ型とブラジル型 (N501Y 変異+E484K 変異) の変異株、さらには③新たな変異株 (E484K 変異のみ) の3種類の変異株が確認されている。

②本市の対応

神戸市では、検査の精度管理やクラスター事例の事後検証のため、市内医療機関の協力を得て全陽性検体の約70%を神戸市環境保健研究所で収集、保管し、自らゲノム解析を実施。この体制を活用し、変異株の発生以降も、変異株を迅速かつ的確に検出できる監視体制を整えている。また、変異株の状況について、市民に定期的に正確な情報発信を行う。

2 医療提供体制

(1) 医療提供体制の現状

入院・入所・自宅療養者数の直近の比較

	直近の木曜日			【参考】 過去の入院・入所患者ピーク (6月～9月) (3月～5月)	
	3/18	3/11	差	8/23	4/25
入院・入所患者	210人	131人	+79	96人	140人
入院患者数	155人	115人	+40	72人	106人
(うち重症)	(18人)	(14人)	+4	(8人)	(9人)
宿泊療養施設入所患者	55人	24人	+31	24人	34人
自宅療養者	34人	42人	-8	—	—
入院調整中	73人	53人	+20	50人	14人

※市内在住者の数字

- 入院が必要な患者については、適切な感染予防策が取れる市内医療機関へ入院するとともに、軽症または無症状の患者については、医師の判断により宿泊療養施設に入所している。また、1月21日より宿泊療養施設の入所よりも、自宅での療養が適切な方については一定の条件を設けて自宅療養を実施している。
- 2月8日、市内では、感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携により、合計で211床(うち重症患者向け41床)を確保。
- その後、感染者数の減少により、3月1日より制限を段階的に緩和し、現在、189床を確保。
- 重症患者は過去最大の18人となっており、有症状で入院となる方が多いことから、一時は50%を切った病床使用率も3月18日時点で73.5%(139床/189床)となり、再びステージ4となっている。

- ・市民病院機構においては、これまで、病床使用率にあわせ、通常医療の制限によるコロナ病床確保を行ってきたが、先述のとおり、3月1日より制限の段階的な緩和を進めていた。
- ・しかし、西神戸医療センターが通常医療の制限解除の準備段階で、再度感染者数が増加に転じたため、通常医療の解除及びコロナ病床から一般病床への移行は完全には行っていない状況であった。
- ・今後、さらに病床使用率が高くなる場合に備え、市民病院機構において、再度「通常医療の制限によるコロナ病床の確保に向けた準備」を行うよう要請した。

○確保病床数

	1月22日	追加病床	2月8日	3月18日
市民病院機構	97	28	125	103
中央市民病院	46※	0	46	46
西市民病院	28	15	43	28
西神戸医療センター	23	13	36	29
その他の医療機関 (15病院)	63	23	86	86
合計(18病院)	160	51	211	189

※臨時病棟 36床，感染症病棟 10床

○市民病院での医療制限

	外来	入院	手術
中央	影響なし	2割程度削減	2～3割程度削減
西	影響なし	2割程度削減	2割程度削減
西神戸	影響なし	2割程度削減	2割程度削減

※救急外来について

ウォークイン：各病院とも通常どおり

救急搬送：対応可能な病床の範囲内で受け入れ

○重症患者病床使用率(3/18時点) 78.0% (32床/41床)

うち重症者のみの使用率 43.9% (18床/41床) ※過去最高

(内訳)

- ・中央市民病院(重症者専用病床)：28床/36床

重症(1西A)	14人	計28人
中軽症～重症(1西B)	14人	

- ・神戸大学付属病院の重症者専用病床：4床/5床

医療提供体制等の負荷

①病床のひっ迫具合（病床の占有率） 3/18時点			②療養者数 （人口10万人あたり）
病床全体	うち重症者用		20.8人 3/18時点
最大確保 66% (139/211) 現時点の確保 74% (139/189)	最大確保 63% (32/51) 現時点の確保 78% (32/41)	うち重症者のみ 最大確保 35% (18/51) 現時点の確保 44% (18/41)	
ステージⅢの指標 最大確保20%以上、現時点の確保25%以上			ステージⅢの指標 15人以上
ステージⅣの指標 最大確保50%以上			ステージⅣの指標 25人以上

※最大確保とは、神戸市がピーク時に向けて確保しようとしている病床数です。

監視体制	感染の状況		
③PCR陽性率	④新規報告数 （人口10万人あたり）	⑤直近1週間と先週1週間の 比較	⑥感染経路不明割合
4.0% 3/8~3/14	9.5人 3/12~3/18	3/12~3/18 144人 3/5~3/11 158人	40.3% 3/12~3/18
ステージⅢ・Ⅳの指標 10%	ステージⅢの指標 15人 ステージⅣの指標 25人	ステージⅢ・Ⅳの指標 直近一週間が 先週一週間より多い	ステージⅢ・Ⅳの指標 50%

■ ステージⅢの基準に達している。

■ ステージⅣの基準に達している。

※市外在住者を含む

(2) 宿泊療養施設の現状

- ・医療機関の負担を軽減し、新たな入院患者の病床を確保するため、市内3施設において合計298室を確保
- ・3月18日時点で、58名入所中であり、全体の占有率は19.5%

施設名	入所状況 (3/18 16時 時点)
ニチイ学館 ポートアイランド宿泊棟 令和2年4月11日～	30室/100室 (30%)
東横INN 神戸三ノ宮駅市役所前 令和2年8月19日～	17室/110室 (15%)
東横INN 神戸三ノ宮 I 令和2年12月19日～	11室/88室 (13%)

※市外在住者を含む

(3) 自宅療養の現状

(ア) 対象者

次の①かつ②に該当する者。

- ①無症状または軽症で、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）が96%以上の者
- ②独居の者は、自ら健康管理できる方で感染症対策の取れる方や、同居者がいても個室隔離や消毒などの感染症対策の取れる者

(イ) 健康観察

各保健センターが以下の通り自宅療養者の健康観察を実施。

- ①健康管理アプリ（2月4日より運用開始）または電話にて1日1回本人の健康状態を確認しており、必要に応じて訪問も実施。
- ②症状の悪化を早期に見つけるために、パルスオキシメーター（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）を測定する機器。全市で1,000台を確保。）を全員に貸し出し、本人による1日2回のチェックを実施。
- ③自宅療養中に状態が悪化した場合は、24時間対応の区の保健センターに本人から連絡していただき、中等症・重症になる恐れがある方を迅速に把握するようにしている。その際、救急搬送が至急必要な場合は、消防局と連携をとりながら入院先の調整を行い、救急車での搬送を実施。

(ウ) 自宅療養支援セット

令和3年2月8日より、自宅療養となった方のうち、食料調達が困難な方には10日分の食品（レトルト食品、飲料など）と日用品（マスク、手指消毒薬、ゴミ袋など）を無償で配布。

3月17日現在75セットを配布済み

○自宅療養支援セットの送付年代数（3月17日時点）

10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
12人	4人	14人	9人	17人	10人	5人	3人	1人	0人	75人

3 感染拡大防止

(1) 相談状況（令和2年1月27日～令和3年3月13日）

相談窓口	件数（件）
①各保健センター（令和2年1月29日～）、 保健所予防衛生課（令和2年1月27日～）	13,309
②新型コロナウイルス専用健康相談窓口（令和2年2月1日～） ※旧「帰国者・接触者相談センター」の件数含む	95,175
③チャットボット相談（令和2年5月20日～） 聴覚障害のある方や電話が苦手な方でも時間と場所を問わず、スマートフォン・タブレット等画面で気軽に相談先や受診先を確認できるツール。	40,745
計	149,229

※専用健康相談窓口最大相談件数：4月13日1,047件

※専用健康相談窓口直近（1週間）平均相談件数：117件（令和3年3月6日～3月13日）

(2) PCR検査体制について

市内で一日あたり最大682検体の検査体制を確保。

(当初令和2年1月末時点24検体(環境保健研究所のみ)→11月30日～682検体(当初比約30倍))

検査機関名	検査能力	備考
環境保健研究所	142 検体/日	当初24 検体
シスメックス検査センター	300 検体/日	
市内医療機関	200 検体/日	
医師会設置 検査センター	40 検体/日	検査センター移転拡充（11/30～） （ドライブスルー方式）
合計	682 検体/日	

加えて、新たにプール方式を活用することにより、サーベイランス検査体制を強化する。

(3) 積極的検査の実施状況

(ア) 医療機関、福祉施設、学校園

患者発生の場合、国基準（濃厚接触者）を超え、積極的検査を引き続き実施する。

(イ) 酒類を提供する飲食店（8月20日から開始）

地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、11月19日より「基本的に店名は公表しない」こととして積極的に検査申し込みができるようにし、市内飲食店(約14,000件)に12月11日に通知した。

・検査実績 34店 203名うち11月19日以降では31店186名

(ウ) 介護・障害入所施設の職員に対する積極的検査

検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接処遇職員に対して積極的検査を11月25日から実施。

※施設の職員約 5,900 人（125 施設）に対し順次実施

・ 検査実績 90 施設 3,929 件

更に、プール方式の活用により、対象施設を拡大するとともに、検査期間を短縮し、①クラスター化の防止による医療提供体制の安定的確保、②変異株を含めたサーベイランス検査体制の強化による感染拡大防止を図る。

(エ) 陽性患者発生の高齢・障害者入所施設への重点的な検査（12月1日から開始）

高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合（新規発生・施設での積極的検査による発生）、上記に優先して、当該施設の入所者及び直接処遇職員の全員に対して検査を実施。

・ 検査実績 25 施設（40 回） 1,494 件

4 医療機関支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援補助金

(ア) 入院勧告を受けた患者及び擬似症患者の入院受け入れに対して、

- ・ 患者 1 人あたり 12,000 円×入院日数（上限 20 日）
- ・ 平日 1 人 1 回 30,000 円，土日祝 1 人 1 回 60,000 円を加算

(イ) 検査のための検体採取に対して、

- ・ 令和 2 年 4 月 1 日～5 月 21 日（非常事態宣言中）の採取 4,000 円×被検査人数
- ・ 令和 2 年 5 月 22 日以降の採取 3,000 円×被検査人数

(2) こうべ病院安心サポートプラン事業補助金

(ア) 院内感染防止基本対策

個人防護具着脱手順の再徹底研修，iPad などの感染症患者との遠隔コミュニケーションツールの活用など，市が掲げる取り組みのうち 3 つ以上の実施に対して，1 月あたり 30 万円

(イ) 院内感染防止追加対策

基本対策に加えて，原則として 10 床以上の新型コロナウイルス感染症専用ゾーンを 1 月あたり 1 週間以上の設置に対して，1 月あたり 550 万円

(ウ) 発熱等救急患者受入れ対策

発熱等の症状を有する救急患者の入院受け入れに対して，患者 1 人あたり 3 万円

(3) 遠隔 ICU システム（3 月 16 日現在，6 医療機関で導入）

重症化を恐れて感染症患者在市内医療機関から中央市民病院に早期に転送されることを抑制し，中央市民病院が重症患者への対応を重点的に行うことができるよう，株式会社 T-I-C-U が提供する「遠隔 ICU（集中治療支援）システム」を市内の医療機関に導入し，T-I-C-U に登録している集中治療専門医が待機するサポートセンターとネットワークでつなぎ，生体情報モニター，電子カルテ等の情報を共有してコンサルテーションを行う。

また、中央市民病院が感染症指定医療機関としての実績を踏まえ、T-I-C-Uに対して新型コロナ患者に係る知見を共有し、治療方針等の助言を行う。

(4) コロナ治癒後の転院促進

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者について、病状に応じた適切な医療機関、病床等で療養いただき、救急等の通常医療の病床を確保することが医療提供体制のために必要である。

万が一、受入患者を発生源とした院内感染が発生した場合で、保健所からの指示による病院閉鎖に伴い新規入院患者の受け入れが減少すること等に対する補填を行う。

5 風評被害対策など

(1) 風評被害対策・正確な情報発信

新型コロナウイルス感染は特別なことではなく誰もが感染する可能性があること、新型コロナウイルス感染症に関わる人々にあたたかいまなざしを送ってほしいことについて、駅のデジタルサイネージ等を活用して啓発（下記参照）。

偏見を生む主な理由として、正確な知識・情報の不足による不安があることから、その不安解消のため、例えば、新型コロナウイルス感染症は空気感染ではなく飛沫感染及び接触感染であることなどの基礎知識や、受診・検査や入退院などのフローチャートを市のホームページに掲載するなど、正確な情報を発信する。

令和2年9月より募集していた医療従事者等へ感謝の気持ちを伝える感謝・応援メッセージ（41件）を市内医療機関等へ送付。

また、感染症の知識や正しい行動について普及啓発ができる動画や、ワクチンの効果・安全性について説明する動画を作成し、市のホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信していくこととしている。



(2) 患者本人や家族等コロナの影響を受けた方へのメンタルケア対策の取り組み

各区保健福祉部や精神保健福祉センターの専用電話等において、保健師及び精神保健福祉士等がこころの相談を実施。

- ・相談件数 304 件（令和2年2月～令和3年2月末時点）

(3) 医療従事者等への心のケアにかかる電話相談窓口の設置

医療従事者や社会福祉施設従事者等に特化して、心のケアを行うことを目的に6月26日から電話相談窓口を設置。

- ・相談件数 184 件（3月15日時点）

(4) 自殺防止電話相談窓口の運営等

精神保健福祉センターにおける自殺防止電話相談窓口の運営（令和2年12月～2回線増設し計4回線）

- ・相談件数（令和2年1月～12月）3,405件（前年比115%）
（令和3年1月～2月）684件（前年比137%）

6 市民への要請状況

(1) 感染再拡大（リバウンド）防止の取り組み

兵庫県内でも継続的に感染が確認されている変異株の影響を注視していく必要がある中、年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大（リバウンド）を防ぐために、市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を実施する。周知・呼びかけにあたっては、若年層にも有効な SNS・YouTube などの広報媒体も最大限活用し、市民に対して具体的な行動を呼びかける取組みを一層徹底して行う。

また、感染症の知識や正しい行動について普及啓発ができる動画や、ワクチンの効果・安全性について説明する動画を作成し、市のホームページやワクチン集団接種会場、YouTube 等を通じて配信していくこととしている。

< 基本的感染防止対策 >

- ①「大人数での会食は控える」こと。また、「少人数の食事でも会話を控え、距離をとる」こと。
 - ・真正面を避け、斜め向かいに離れて座る。
横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとる。また、国の分科会が提示する、下記の事項を踏まえ、注意喚起を行う。
 - ・会食の参加者を「いつも近くにいる4人まで」に絞る（同居家族は除く）。
 - ・食事の際は、深酒・大声を避けて短時間で済ませる。
- ②年度末年度始めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会抜きで行う。
- ③市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（換気、人数制限など）がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑥国及び県の方針に基づき、在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを継続するほか、職場における健康管理を引き続き徹底いただくこと。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。
- ⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

(2) 市民の行動変容を促すために、中央市民病院や保健所で働く職員が医療現場の現状を伝えるメッセージを、You tube による動画やポスター・チラシ等により発信している（動画再生件数：135,546回）。

また、普段の生活で気を付けるべき感染防止対策を、若い世代へ改めて注意喚起していくため、Twitter や Instagram などの SNS を活用し発信している。

7 新型コロナワクチン

(1) ワクチン接種の意義

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防するものであり、新型コロナウイルス感染症対策の切り札である。（発症予防効果は約 95%と報告されている。）

多くの市民に接種を受けていただくことにより、

- ①例えウイルスに感染しても、発症や重症化を防ぎ（接種を受けた本人の健康）、
- ②入院患者が減少することにより病床のひっ迫を防ぐこと（発症者・重症者の発生抑制による医療提供体制の安定化）

につながる。

神戸市においても新型コロナウイルス感染症対策の決め手として、市民に迅速でスムーズな接種が行えるよう必要な体制を整えるとともに、より多くの市民に対してワクチンの効果、安全性などの正しいデータを周知することにより、積極的に接種を呼び掛けていく。

(2) 推進体制

①ワクチン接種対策室設置（令和3年1月18日設置）

接種率向上や迅速なワクチン接種に向けた体制構築にあたっては、全庁挙げて協力することとしており、今後も事業の進捗に応じて引き続き体制を強化する。

（2月15日 厚生労働省予防接種室（自治体サポートチーム）に職員1名を派遣）

②神戸市新型コロナワクチン接種連携本部設置（令和3年2月5日設置）

神戸市・一般社団法人神戸市医師会・公益社団法人神戸市民間病院協会・一般社団法人神戸市薬剤師会の四者合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を設置。

公的病院の協力も得ながら、高齢者をはじめとする一般市民向けのワクチンの迅速な接種に向け、連携して取り組むこととしている。

神戸市	接種券の送付、予約システムの構築、集団接種会場の確保・運営、ワクチン供給調整等
神戸市医師会	集団接種会場への医師出務の協力、診療所等での個別接種
神戸市民間病院協会	病院での個別接種、集団接種会場への看護師出務の協力
神戸市薬剤師会	集団接種会場への薬剤師出務等の協力、ワクチン管理

(3) 想定スケジュール

- 3月 1日 専用コールセンターの開設
- 3月 14日 集団接種会場におけるシミュレーション
- 4月 12日 高齢者施設での優先接種を段階的に開始
- 4月下旬以降 接種券（高齢者優先接種）の郵送（3ヶ月程度での終了を目指す）

(4) 市内ワクチン配送ネットワークの構築

① 「市内配送拠点」の設置

ワクチンを集中管理し、接種場所へ効率的に配送するために、神戸市独自策として「市内配送拠点」を各区役所に設置。

② 「ワクチン集中調整センター」の設置

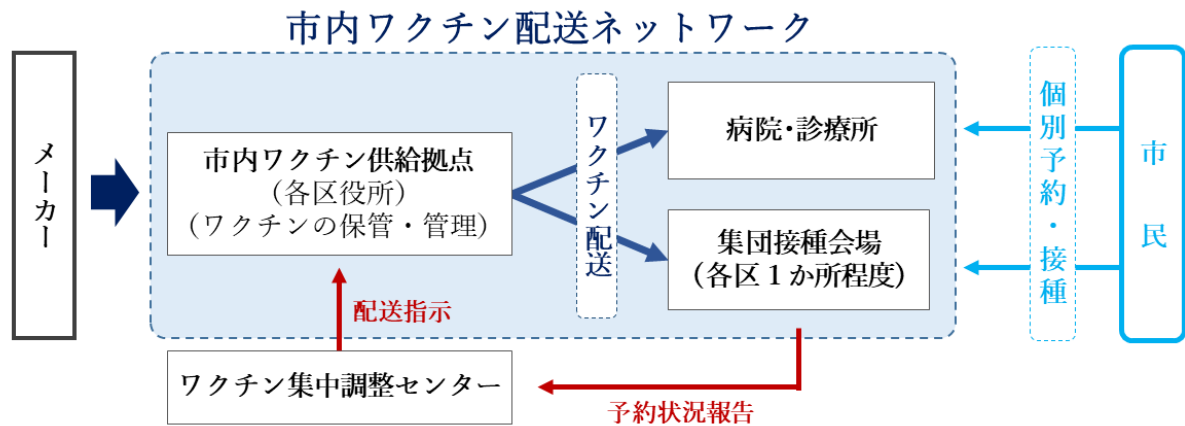
市内のワクチンの状況を網羅的に把握し、必要な接種場所に、必要な量を即時に配分するための神戸市独自策の「ワクチン集中調整センター」を設置。

（参考：神戸市へのワクチンの供給予定）

3月 1日の週 （6,825 回接種分） ※医療従事者等向けワクチン

3月 8日の週 （6,825 回接種分） ※医療従事者等向けワクチン

※3週間後に同量の2回目接種分ワクチンが提供される予定。



(5) 接種場所

市民に身近で健康状態を良く把握している病院・診療所等での「個別接種（3月15日時点約580箇所）」と、かかりつけ医がない方や診療所等の開院時間での接種が難しい場合などに備えた「集団接種会場」での接種を組み合わせる実施。

○ワクチン集団接種会場（市内 12 か所）

①各区 1 か所（北区・西区は 2 か所）に開設

東灘区	御影公会堂
灘区	JR灘駅 駅舎 3 階
中央区	三宮OPA 2
兵庫区	兵庫区役所
北区	①北区文化センター、②エコール・リラ ショッピングセンター
長田区	長田区文化センター
須磨区	須磨区役所
垂水区	垂水文化センター
西区	①西神中央駅ビル、②西公会堂(4・5月)⇒西水環境センター玉津処理場(6・7月)

②車での来場（広域アクセス）が便利な接種会場

イオンモール神戸南（兵庫区内）

(6) 集団接種シミュレーションの実施

新型コロナワクチンの集団接種を円滑に進めていくため、受付から予診票の確認、接種、接種後の経過観察までの流れを確認し、課題点の把握を行うことを目的として、3月14日（日）に集団接種会場における接種のシミュレーションを実施した。今後、浮かび上がった課題への対応策を検討する。

(シミュレーション概要)

日 時：3月14日（日）13～14時

場 所：兵庫区役所みなとがわホール

実施団体：神戸市新型コロナワクチン接種連携本部

（神戸市、神戸市医師会、神戸市民間病院協会、神戸市薬剤師会）

内 容：接種場所 3 ブースを設置、60 名の市民に接種する流れの確認

予診票チェックや接種準備にかかる時間や課題点の把握

課 題：会場内外、とくに経過観察スペースでの人の滞留が目立った点

あらかじめ予診票を記入した来場者が少なく、記入に時間を要した点
接種の際の服の着脱に時間を要した点



(7) ワクチン供給状況と接種実績

① 医療従事者向けワクチン

3月5日（金） (6,825 人第1回目接種分)

3月11日（木） (6,825 人第1回目接種分)

3月29日の週 (2,925 人第1回目接種分)

市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から兵庫県が除外されて以降、感染再拡大（リバウンド）防止対策に取り組んできました。

1日あたりの新規感染者数は2月22日～28日は一桁台に減少しましたが、その後再び増加し、現状、本市においては1日あたり20人～30人程度の新規感染者が発生しており、病床使用率は増加傾向にあり、入院調整は厳しさを増しており、医療提供体制は予断を許さない状況となってきました。

感染者増加による感染再拡大（リバウンド）が危惧される状況となっているため、卒業・花見などの行事や、多くの人の移動を伴う年度末を控えて、改めて必要な感染防止対策を再徹底する必要があります。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の対応を講じてまいります。

引き続き、市民のみなさまにおかれましては、感染防止対策の徹底をお願いします。

一、市内医療機関と連携し、コロナ治癒後の転院促進などにより、医療提供体制の安定的確保を図ります。さらに、もし病床がひっ迫した場合に備えて、市民病院機構に対して、市民病院における「通常医療の制限による更なるコロナ病床確保」の準備を進めます。

一、新たにプール方式を活用することにより、高齢者・障害児・者施設で行っている職員の定期的な PCR 検査の対象施設を拡大するとともに、検査期間を短縮し、クラスター化の防止による医療提供体制の安定的確保を行うとともに、変異株を含めたサーベイランス検査体制の強化による感染拡大防止を行います。

一、「感染リスクの高い場所を避ける」、「マスクの着用、手洗いの励行」、「大人数での会食は控え、少人数での食事でも会話を控え、距離を取る」などの取組みを、引き続き実施いただくよう、ご協力をお願いします。

一、年度末年度初めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会抜きで行うよう、ご協力をお願いします。

一、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えるための情報発信を行います。

一、ワクチン接種について、連携本部の下、個別接種及び集団接種を迅速かつ円滑に進めていくよう取り組みます。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

一、営業時間短縮要請や外出自粛要請等により影響を受け、厳しい経営状況にある市内事業者を幅広く支援するため、各種支援事業を引き続き進めます。

一、市有施設における催物及び市主催のイベント等について、引き続き、国及び県の定める対処方針に沿った対応を行うとともに、主催者に対しても同様の対応を呼びかけます。

これ以上の感染再拡大（リバウンド）最大限抑えていくためにも、市民のみなさまお一人おひとりが、感染拡大防止の取り組みを継続いただきますよう、お願いいたします。

令和3年3月19日

神戸市長 久元 喜造

※いずれも3週間後に同量の2回目接種分ワクチンが提供される予定

② 高齢者向けワクチン

4月5日の週 (485人接種分)

4月26日の週 (485人接種分)

※ワクチン供給量が限られているため、いずれも高齢者施設入所者等に接種する予定

③ 接種実績 (3月15日時点)

接種回数	内1回目	内2回目	接種施設
4,828回	4,828回	一回	11施設

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 -第13弾-

(令和3年3月 1日決定)

(令和3年3月 5日改定)

令和3年3月19日改定

新型コロナウイルス感染症について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「法」という。))に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から兵庫県が除外されて以降、感染再拡大(リバウンド)防止対策に取り組んできた。

1日あたりの新規感染者数は2月22日~28日は一桁台に減少したが、その後再び増加し、現状、本市においては1日あたり20人~30人程度の新規感染者が発生しており、病床使用率は増加傾向にあり、入院調整は厳しさを増しており、医療提供体制は予断を許さない状況となっている。

感染者増加による感染再拡大(リバウンド)が危惧される状況となっているため、卒業・花見などの行事や、多くの人々の移動を伴う年度末を控えて、改めて必要な感染防止対策を再徹底する必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、3月1日に決定した対応方針を、以下のとおり改定する。

1. 医療提供体制の確保

1日あたりの新規感染者数は、現在20人~30人程度となっているが、日々の新規感染者について濃厚接触者の割合は少なく、全くの新規の割合が高くなっている。そのため、有症状で入院となる方が多いことから、一時は50%を切った病床使用率も3月18日時点で75%となり、再びステージ4(病床使用率50%以上)となっている。特に重症患者は過去最大の18人となっている。

また、介護を要する高齢者の感染者も多く、入院時に多くのスタッフが必要となっている。そのため、入院調整は厳しさを増しており、医療提供体制は予断を許さない状況となっている。

これ以上に感染者数が増加し、もし病床がひっ迫した場合に備えて、市民病院機構に対して、市民病院における「通常医療の制限による更なるコロナ病床確保」の準備の要請をした。

このような状況を踏まえて、年度末を控えて、感染拡大防止のために、市民・事業者に対して、改めて感染防止対策の徹底を行う。

また、新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市

医師会と連携の上、診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（3月18日現在、247医療機関）し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を引き続き確保する。

さらに、感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、ホームページなどで引き続き発信を行うとともに新たに動画作成を行い、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えていく。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大682検体のPCR検査体制を確保している。

また、症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築しており、今後も継続する。

加えて、新たにプール方式を活用することにより、サーベイランス検査体制を強化する。

【積極的検査の実施について】

- ① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（2020年11月25日～）
更に、プール方式の活用により、対象施設を拡大するとともに、検査期間を短縮し、1）クラスター化の防止による医療提供体制の安定的確保、2）変異株を含めたサーベイランス検査体制の強化による感染拡大防止を図る。
- ② 高齢者・障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対してPCR検査を実施（2020年12月1日～）。
- ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対するPCR検査を実施（2020年8月20日～）。

3. 変異株検査

変異株のサーベイランス・拡大防止を行うため、保健所による積極的な検体収集、環境保健研究所における高度なゲノム解析を引き続き実施する。また、変異株の状況について、市民に定期的に正確な情報発信を行う。

4. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

接種体制については、医師会・民間病院協会・薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナウイルスワクチン接種連携本部」を発足しており、個別接種及び集団接種を迅速かつ円滑に行える体制の構築を進めるとともに、**4月12日より高齢者施設から段階的にワクチン接種を開始する。**

「神戸市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」を開設(2021年3月1日)し、市民の疑問や不安に幅広く対応していくほか、「ワクチン集中調整センター」の指示のもと、各区役所に設置する「ワクチン供給拠点」から接種先に迅速かつ円滑にワクチンの配送を行う。

迅速なワクチン接種に向け、必要な人員体制等を確保するなど、全庁を挙げて取り組みを進める。

5. 感染再拡大(リバウンド)防止の取り組み

感染再拡大(リバウンド)を防ぐため、改めて年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大(リバウンド)を防ぐために、市民・事業者に対して、以下の取組みについての呼びかけ等を実施する。周知・呼びかけにあたっては、若年層にも有効な SNS・YouTube などの広報媒体も最大限活用し、市民に対して具体的行動を呼びかける取り組みを一層徹底して行う。

<基本的感染防止対策>

- ①「大人数での会食は控える」こと。また、「少人数の食事でも会話を控え、距離をとる」こと。
 - ・真正面を避け、斜め向かいに離れて座る。
 - 横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとる。また、国の分科会が提示する提言を踏まえた注意喚起を行う。
- ②年度末年度初めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会抜きで行うこと。
- ③市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ④日頃から3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑥国及び県の方針に基づき、在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを継続するほか、職場における健康管理を引き続き徹底いただくこと。
- ⑦業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。**感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。**

⑧施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

<5つの場面の注意喚起>

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

1. 飲酒を伴う懇親会等
2. 大人数や長時間におよぶ飲食
3. マスクなしでの会話
4. 狭い空間での共同生活
5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

6. 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するとともに、感染リスクの高い教育活動について、感染症への警戒度を高めた対策を引き続き実施する。

学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続するとともに、感染不安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登校できない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ配信等を実施することにより、児童生徒の学びを保障していく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底することともに、2か月分の使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、**高齢者・障害児・者施設で行っている職員の定期的な PCR 検査を拡充し、対象施設を拡大するとともに、検査期間を短縮し、サーベイランス体制を強化する。【再掲】**

9. 経済対策について

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等への営業時間短縮要請や外出自粛要請等により影響を受け、厳しい経営状況にある市内事業者を幅広く支援するため、各種支援事業を順次進める。また国における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢をふまえた効果的な事業者支援策を実施していく。

(主なもの)

- ①営業時間短縮や外出自粛要請等の影響により、売上が減少している中小事業者を対象に「家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）」の支援（最大50万円）を実施する。
- ②営業時間短縮の要請に応じた飲食店を対象にした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と協調して実施する。
- ③飲食店での消費喚起及び非接触のキャッシュレス決済普及のため、中小規模の飲食店を対象にQRコード®を利用した支払いに対する市独自のポイント還元キャンペーンを実施する。
- ④売上が減少している中小事業者を対象に事業所税の減免（1か月相当分）を実施する。

10. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、**3月31日までの間**、以下の①及び②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

①人数上限の目安

- ・ 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%（最大 10,000 人）
- ・ 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人

②収容率の目安

- ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100% 以内
- ・ 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の 50% 以内

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントや会議等については、兵庫県に事前に相談するように促す。

11. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、**3月31日までの間**、10①及び 10②の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

12. 全庁を挙げた体制整備

コロナ感染症対策を最優先に、医療・検査・相談体制の確保やワクチン接種体制の整備など、全庁横断的に必要な部門への応援体制を引き続き確保する。

また、引き続き、在宅勤務等により出勤者の削減に積極的に取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会を低減する。発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

13. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。